



高局課評第 24 号
令和 6 年 8 月 9 日

四国税理士会
会長 浜崎 友二 様

高松国税局長
上 竹 良 彦
(官印省略)

「財産評価基準書路線価図・評価倍率表」における「宅地造成費の金額表」
の正誤に係る周知について（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁ホームページに、（路線価図等と併せて）公表している「宅地造成費の金額表」のうち、次の資料に誤りがあったことが今般判明しました。

- 1 令和元年分 宅地造成費の金額表（高松国税局）
- 2 令和 6 年分 宅地造成費の金額表（関東信越国税局）
- 3 令和 6 年分 宅地造成費の金額表（大阪国税局）

※ 今般の誤りにより納税者が不利な影響を受けうる農地等の分類については、別紙参照。

上記 1～3 の誤りに係る正誤表は、8 月 8 日（木）から、別添 1～3 のとおり国税庁ホームページに掲載されております。貴会各支部及び各会員に対して周知いただきたく存じます。

また、これらの誤った金額表を利用していると考えられる納税者の方には、今後税務署から個別に連絡の上で所要の対応をとらせていただく方針ですが、税理士の皆様におかれども、お手元に保管されている相続税・贈与税の申告書の写しなどから誤った金額表を利用されていたと考えられるものを把握された場合には、税務署にお申し出いただきたいと考えておりますので、その旨を併せて周知いただきますようお願いいたします。

貴会の格別の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

連絡先：高松国税局 課税部 資産評価官
TEL：087-831-3111
担 当：段之上（内線 406）

今般の誤りにより納税者が不利な影響を受けうる農地等の分類

- ・市街地周辺農地（評価通達36-3、39）
- ・市街地農地（評価通達36-4、40）
- ・市街地山林（評価通達49）
- ・市街地原野（評価通達58-3）
- ・ゴルフ場の用に供されている土地（評価通達 83）